

新潟市訪問理美容サービス事業実施要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、自力で理髪店又は美容院に出向くことが困難である高齢者に対して、居宅で手軽にこれらのサービスを受けられるようにするため、訪問理美容サービスを提供することにより、高齢者の保健衛生の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 このサービスを受けることができる者（以下「利用者」という。）は、介護保険法における要介護認定を受けた者で、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 市内に住所を有する在宅の65歳以上の者

(2) 要介護認定で要支援2以上の者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象者から除くものとする。

(1) 病院若しくは診療所に入院している者又は介護老人保健施設若しくは社会福祉施設に入所している者

(2) サービス実施により健康状態を害し若しくは疾病等を増悪させるおそれのある者又は身体的な状況等の理由により利用サービスを受けることができないと認められる者

(実施場所)

第3条 このサービスは、対象者の居宅において理美容を実施するものとする。

(利用申請)

第4条 サービスを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高齢者福祉サービス申請書（別記様式第1号）により、市長に申請しなければならない。

(利用決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、内容を審査のうえ速やかに利用の可否を決定し、高齢者福祉サービス認定（却下）通知書（別記様式第2号）により通知するもの

とする。

(利用券の交付)

第6条 市長は、サービスの利用を決定した者（以下「利用者」という。）に対し、申請時における要介護認定有効期間（以下「有効期間」という。）2月につき1枚の訪問理美容利用券（別記様式第3号。以下「利用券」という。）の交付を行うものとし、交付枚数は、1人につき年間最高6枚とする。

2 利用者は、継続してサービスを受けようとする場合は、有効期間終了までに第4条における手続により更新申請をするものとする。ただし、期間が年度を越える場合の更新申請の手続は、これを省略することができる。

3 利用券の有効期限は、利用券に記載の期間とする。

4 利用券は、再発行しないものとする。ただし、汚損の場合はこの限りでない。

(実施者)

第7条 サービスの実施は、新潟県理容・美容環境衛生同業組合（以下「理美容組合」という。）に加盟し、市内に営業店舗を有する理美容所の理美容師が行うものとする。

(実施方法)

第8条 利用者は、サービスを受けようとする場合、その日時等についてサービスを受けようとする理美容所と連絡調整をし、理美容師の派遣を受けるものとする。

2 サービスは、原則として理美容所の休業日において、理美容所が定めた時間に行う。

3 利用者がサービスを受ける場合、介護者（日常的に利用者を介護している者をいう。）は、立ち合い及び必要な介護を行わなければならない。

4 利用者は、サービスを受けた場合、その都度利用者が署名により在宅である旨を申告した利用券1枚を訪問した理美容師に提出するものとする。

(費用負担)

第9条 サービスに係る理美容料金は、利用者本人がサービスを実施した理美容師に払うものとする。

2 理美容組合代表者は、1月分の利用券を取りまとめ、サービスを実施した月の翌月15日までに利用券1枚につき1,000円を市長に請求するものとする。

3 市長は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、サービスを実施した月の翌々月の15日までに支払うものとする。

(利用券の返還)

第10条 利用者が、第2条に規定する対象者に該当しなくなったとき、又は利用券を必要としなくなったときは、速やかに市長に利用券を返還しなければならない。

(禁止事項)

第11条 利用者は、利用券を他人に使用させてはならない。

2 利用者は、有効期限を過ぎた利用券を使用してはならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるものの他、事業の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成14年3月31日迄にサービスの利用を決定した者で、かつ、平成14年4月1日を含む要介護認定有効期間において第2条の対象要件を満たす者（平成14年3月27日現在で平成14年4月1日を含む要介護認定有効期間のある者に限る。）については、この要綱による改正後の第6条第2項のただし書き規定を適用し、当該要介護認定有効期間に応じた訪問理美容利用券を交付するものとする。

附 則

この要綱は、平成17年3月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

高齢者福祉サービス申請書（要介護者支援）

(宛先) 新潟市長

次のとおり申請します。

申請日 年 月 日

台帳作成	☐ 新規	☐ 更新
------	-----------------------------	-----------------------------

フリガナ	生年月日	年	月	日
本人又は申請代理人氏名（自署）	本人との関係			
申請代理人住所	〒 電話番号			

* 申請者が被保険者本人の場合は、本人の氏名のみ記入してください。

被 保 険 者	被保険者番号											個人番号										
	フリガナ											生年月日										
	氏名																					
	住所											電話番号										

申請するサービスおよび該当する項目の□にレ印をつけてください。

☐ ①紙おむつ	☐ ②寝具乾燥	☐ ③訪問理美容
【対象】	【対象】 <u>(新規は対象外)</u>	【対象】
要介護度 1 ～ 5 常時おむつ必要	要支援以上	要支援 2 以上の方
保険料段階 高齢者 1 ～ 5	寝たきり度 B ・ C の方	
寝たきり度 B ・ C または		
認知症度Ⅲ ・ Ⅳ ・ M の方		

1. 私（対象者）の被保険者台帳及び受給者台帳・高齢者サービス受給者台帳を下記の事業者・市の関係機関が閲覧すること
 2. 審査の際、介護保険料台帳及び私の世帯の住民登録資料、税務資料を市の関係機関の職員が閲覧すること
 3. 紙おむつ支給事業・寝具乾燥事業実施の際、実施事業者が高齢者サービス受給者台帳を閲覧すること
 4. 上記サービスの更新申請案内については、介護認定の更新案内とともに事業者より受けること
 5. 紙おむつ支給認定者について、ごみ処理手数料の免除（ごみ袋無償配布）のため、市の関係機関に情報を提供すること
- 上記１～５に同意します。

本人又は申請代理人氏名（自署）

事業者記入欄

市事業者 コード		県指定事業所番号	
事業者名 所在地・連絡先	〒		電話番号

認定通知書

年 月 日付けで申請のあったサービスについては、下記のとおりです。

(対象者)

(住所)

訪問理美容

「

年 月 日

新潟市長

()

お問い合わせ TEL

訪問理美容について

1. ご利用の際は、必ず
訪問理美容サービスのご案内（別紙）
をご覧ください。
2. 利用券の有効期限に、ご注意
ください。
3. 理美容にかかる代金（カット）は
利用者負担となります。

(別記様式第3号)

訪問理美容利用券

有効期限 年 月 日 ~ 年 月 日

氏名 () は 月 日現在
在宅ですので理美容サービスを受けます。